

所得税・住民税の申告はお早めに

ほろとくに あの税金きてる あそくに

税に関する標語

富士見町長賞
受賞作品



南中学校 3年
平出真奈美 さん

今年も所得税や住民税（町県民税）の申告時期となりました。今から申告に必要な証明書などをそろえ、早めに所得税・住民税の申告をしましょう。

所得税の申告が必要な方

平成16年中（1月1日～12月31日の間）に所得のあった人で、次の項目に当てはまる人は所得税の申告をしてください。

- 商業・工業・農業などの事業を営んでいる人や、地代・家賃・配当などの所得のある人で、所得の合計が所得控除の合計より多い人。
- 土地や建物を買った譲渡所得があった人。
- 給与所得者で、給与の収入金額が2千万円を超える人。
- 1カ所から給与を受けている人で、給与所得や退職所得以外の所得の合計が20万円を超える人。
- 2カ所以上から給与を受けている人。
- 同族会社の役員や、これらの人と親戚関係などの人で、その法人から給与等の他に貸付利子や賃借料を受けている人。
- 退職所得のある人で、退職所得

の受給に関する申告書」を提出しなかった人

申告で税金が戻る場合

確定申告をしなくてもよい場合で、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっている人は、還付を受けるための申告書を提出することができます。

* 給与所得者で、雑損控除や医療費控除、寄付金控除、住宅取得等特別控除などを受けることができる人。

* 源泉徴収された配当や原稿料などの収入が少額で、しかもその他の所得もあまり多くない人。

* 給与所得で、年途中で退職しその後転職しなかったため、年末調整を受けなかった人。

* 予定納税をしている人で、確定申告の必要がなくなった人。

確定申告の記載は自分の力で

所得税は、各人が自分の所得金額とその所得金額に対する所得税額を計算して申告した所得税額を計算して申告し、納付する申告制度を採用しています。

税務署では、この申告納税制度の趣旨に基づき、確定申告書など

（收支内訳書などの提出書類）について、ご自分で作成し、郵送等により提出していただく「自書申告・自書記載」の指導を推進しています。

税務署、役場から申告について指定のない方でも申告の必要があると思われる方は、所得税確定申告書作成指導会場、または税務署で申告されるか、申告書を自分で作成し、郵送により税務署へ提出してください。

なお、確定申告書の作成にあたり、不明な点などがありましたら税務署にご相談ください。

確定申告書の提出先
〒392 8601
諏訪市清水2 5 22
諏訪税務署 個人課税部門
☎57 5211（直通）

申告と納税は3月15日までに

所得税の確定申告は2月16日から始まり、申告と納税の期限は3月15日となっています。

納税は口座振替で

所得税の納税方法に振替納税制度があります。この制度を利用すれば、銀行などの預金口座から振替によって納税することができます。希望される方は、預金先の金融機関、税務署または申告相談会場で担当者に申し出てください。

口座振替の場合は4月19日までですので、口座残高を確認し振替ができるようにお願いします。

住民税の申告が必要な方

平成17年1月1日現在、町内に居住していた人（住民登録の有無にかかわらず）で、次に該当する人は申告をしてください。

- 前年中（平成16年1月1日から12月31日まで）に収入があった人
- 2カ所以上から給与を受けた人
- 給与所得者で給与以外の所得がある人。
- 内職、パート、日雇い等の人で所得税の源泉徴収がされていない人。
- 給与支払報告書を役場に提出していない事業所から給与を受けている人（源泉徴収票を受け取っていない人）。
- 中途退職などで年末調整を済ませていない人
- 国民健康保険に加入している人

住民税の申告が不要な方

町内に住所を有する人で、次の人は申告をする必要がありません。平成16年分の確定申告をした人、前年中の所得が給与所得のみで、勤務先から給与支払報告書が役場に提出されている人、前年中の収入が全く無く同居している親族の扶養家族として申告されている人。

国保加入者は必ず申告を

国民健康保険の加入者で申告がない場合、一定所得以下の方に適用される軽減制度が適用できなくなり、平成16年中に収入がない方も住民税の申告をしてください。

申告についてのお問い合わせ
役場財務課町民税係
☎62 9122 (有)9122
2月24・25・28日の
町民センター（申告会場直通）
☎080・1077・1775
(有)8555・8147